

5. 公共スポーツ施設の維持補修費

5-1 分析対象とした公共スポーツ施設

本研究では、公共スポーツ施設の整備財源に加え、2008年度から2012年度の5年間の維持補修費について回答を求めた。維持補修費とは、大規模な改修も含め、その施設を今後も使用するために必要なメンテナンスのことを指す。施設の指定管理者に支払う指定管理料で小規模な補修が行われているケースもあるが、その金額を特定することが困難なため、ここでは自治体が公費として施設に直接支出した額のみを対象とした。

本調査に回答のあった578施設のうち、供用開始年が不明な施設および個別に維持補修費が判別できない施設については分析対象から除外した。個別に維持補修費が判別できないとは、たとえば、体育館、プールおよびテニスコートからなる総合スポーツセンター（本研究の分類では「複合施設」）において、それぞれ個別の整備財源が明らかになっている場合、整備財源の分析では体育館・プールそれぞれを対象としている。ただし、「維持補修費については総合スポーツセンター全体で支出している額しか分からない」と回答があった場合、体育館・プール個別の維持補修費は算出できない。このようなケースでは、体育館・プールは個別の分析対象とはせず、総合スポーツセンター（複合施設）の維持補修費として処理した。また、経年での比較を行うため、5年間の維持補修費がすべて明らかとなっている施設のみを分析対象とした。この手順を経て最終的に分析対象とした施設は合計で451施設であり、施設種別と供用開始年代は表17、表18のとおりである。

表17 分析対象とした施設の種別

	(施設数)								
	体 育 館	プ ー ル	複 合 施 設	総 合 運 動 公 園	青 少 年 教 育 施 設	興 行 等 施 設	ス ポ ー ツ 外 施 設	障 害 者 施 設	合 計
都 道 府 県	58	18	13	60	65	3	17	34	268
政 令 指 定 市	33	21	13	8	5	6	21	8	115
三 重 県 内 町 市	34	9	1	14	0	0	9	1	68
合 計	125	48	27	82	70	9	47	43	451

表18 分析対象とした施設の供用開始年代

	(施設数)						
	1960年代以前	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	合 計
都 道 府 県	33	69	63	70	30	3	268
政 令 指 定 市	8	20	36	33	14	4	115
三 重 県 内 町 市	5	19	26	15	2	1	68
合 計	46	108	125	118	46	8	451

5-2 結果

表 19 には 2008 年度から 2012 年度までの 5 年間の維持補修費の合計額を施設種別・自治体種別に示した。なお、表内の上段は金額、下段は施設数を表している。5 年間の維持補修費合計額をみると、都道府県が 268 施設で 363.4 億円、政令指定都市が 115 施設で 144.2 億円、三重県内市町が 68 施設で 22 億円となっている。施設ごとの維持補修費合計額をみると、「体育館」が 125 施設で 78.2 億円、プールが 48 施設で 27.5 億円、「複合施設」が 27 施設で 26 億円、「総合運動公園」が 82 施設で 229.2 億円、「青少年教育施設」が 70 施設で 36.2 億円、「興行等施設」が 9 施設で 53.9 億円、「スポーツ外施設」が 9 施設で 33.2 億円、「障害者施設」が 43 施設で 43.5 億円となっている。

自治体種別にみると、都道府県においては「総合運動公園」が 60 施設で 178.6 億円と最も多く、次いで「体育館」が 58 施設で 60.2 億円、「青少年教育施設」が 65 施設で 35.3 億円と続く。政令指定都市においては、「総合運動公園」が 8 施設で 45.8 億円と最も多く、次いで「興行等施設」が 6 施設で 32.1 億円、「障害者施設」が 8 施設で 28.5 億円と続く。三重県内市町においては、「体育館」が 34 施設で 7.2 億円と最も多く、次いで「スポーツ外施設」が 9 施設で 7 億円、「総合運動公園」が 14 施設で 4.8 億円と続く。施設数の影響を考える必要はあるが、維持補修費の総額でみた場合、都道府県・政令指定都市といった規模が大きい自治体では「総合運動公園」に対して、市町レベルの自治体では「体育館」に対しての支出が多い。

表 20 で 1 年間あたりの 1 施設平均維持補修費を施設種別・自治体種別にみると、自治体種別では都道府県が 2,710 万円、政令指定都市が 2,510 万円、三重県内市町が 650 万円であった。

施設種別でみると、「体育館」が 1,250 万円、「プール」が 1,150 万円、「複合施設」が 1,920 万円、「総合運動公園」が 5,590 万円、「青少年教育施設」が 1,040 万円、「興行等施設」が 1,200 万円、「スポーツ外施設」が 1,410 万円、「障害者施設」が 2,110 万円であった。

自治体種別にみると、都道府県においては「興行等施設」が 1 億 4,600 万円と最も多く、次いで「総合運動公園」が 5,950 万円、「複合施設」が 2,460 万円と続く。政令指定都市においては「総合運動公園」が 1 億 1,500 万円と最も多く、次いで「興行等施設」が 1 億 700 万円、「障害者施設」7,120 万円と続く。三重県内市町においては「スポーツ外施設」が 1,550 万円と最も多く、次いで「総合運動公園」が 680 万円、「プール」が 610 万円と続く。施設数の少ない「興行等施設」を除けば、都道府県・政令指定都市においては「総合運動公園」、三重県内市町においては「スポーツ外施設」の年間平均維持補修費が高い傾向にある。

なお、分析対象とした公共スポーツ施設には、年間の維持補修費が「0 円」の施設がいくつか存在していることに注意が必要である。

表 19 5年間の維持補修費合計（施設種別×自治体種別）

(円)
(施設数)

	体 育 館	プ ー ル	複 合 施 設	総 合 運 動 公 園	青 少 年 教 育 施 設	興 行 等 施 設	ス ポ ー ツ 外 施 設	障 害 者 施 設	合 計
都 道 府 県 (n=268)	6,017,734,126 (58)	1,752,312,699 (18)	1,599,550,378 (13)	17,860,308,223 (60)	3,529,539,974 (65)	2,185,588,000 (3)	1,713,047,248 (17)	1,680,454,131 (34)	36,338,534,779 (268)
政 令 指 定 市 (n=115)	1,079,457,958 (33)	722,622,942 (21)	969,020,289 (13)	4,584,055,669 (8)	93,731,650 (5)	3,207,909,000 (6)	915,063,189 (21)	2,846,906,181 (8)	14,418,766,878 (115)
三 重 県 内 町 (n=68)	722,312,163 (34)	276,306,859 (9)	27,788,690 (1)	477,182,801 (14)	— (0)	— (0)	696,270,945 (9)	934,112 (1)	2,200,795,570 (68)
合 計 (n=451)	7,819,504,247 (125)	2,751,242,500 (48)	2,596,359,357 (27)	22,921,546,693 (82)	3,623,271,624 (70)	5,393,497,000 (9)	3,324,381,382 (47)	4,528,294,424 (43)	52,958,097,227 (451)

表 20 年間維持補修費の平均額（施設種別×自治体種別）

(円)
(施設数)

	体 育 館	プ ー ル	複 合 施 設	総 合 運 動 公 園	青 少 年 教 育 施 設	興 行 等 施 設	ス ポ ー ツ 外 施 設	障 害 者 施 設	合 計
都 道 府 県 (n=268)	20,750,807 (58)	19,470,141 (18)	24,608,467 (13)	59,534,361 (60)	10,860,123 (65)	145,705,867 (3)	20,153,497 (17)	9,885,024 (34)	27,118,310 (268)
政 令 指 定 市 (n=115)	6,542,169 (33)	6,882,123 (21)	14,908,004 (13)	114,601,392 (8)	3,749,266 (5)	106,930,300 (6)	8,714,888 (21)	71,172,655 (8)	25,076,116 (115)
三 重 県 内 町 (n=68)	4,248,895 (34)	6,140,152 (9)	5,557,738 (1)	6,816,897 (14)	— (0)	— (0)	15,472,688 (9)	186,822 (1)	6,472,928 (68)
合 計 (n=451)	12,511,207 (125)	11,463,510 (48)	19,232,292 (27)	55,906,211 (82)	10,352,205 (70)	119,855,489 (9)	14,146,304 (47)	21,061,835 (43)	23,484,744 (451)

5-3 考察

都道府県、政令指定都市および三重県内市町では、公共スポーツ施設の維持補修費として、5年間で少なくとも500億円を超える維持補修費が支出されていることが明らかとなった。また、自治体の種類や施設種別によって支出される金額が異なっていた。なかでも「総合運動公園」に対して多くの維持補修費が支出され、年間の平均額でみると「体育館」や「プール」の数倍に及ぶ。これは、「総合運動公園」内にはさまざまな施設が存在すること、面積も大きいことなどが要因と思われる。また、「総合運動公園」には「体育館」や「プール」が含まれている場合も多く、それらの維持補修費も計上されている場合があることも「体育館」や「プール」単体の維持補修費よりも平均額が高い要因のひとつと考えられる。

本調査の結果を踏まえ、現在の公共スポーツ施設の維持補修についての問題点を指摘したい。整備財源の結果からも判明しているとおり、大規模な施設が多い「総合運動公園」は、単独事業でなければ国土交通省（旧建設省）の都市公園事業費補助を活用して整備されたものが大半である。つまり、文部科学省以外の省の管轄によって整備されてきた公共スポーツ施設が存在しているということである。スポーツ施設に限らず、公共施設に対する維持補修費は国庫による補助制度や地方債制度がほとんど存在せず、地方自治体の一般財源が充てられてきた。しかし、財政状況が厳しい地方自治体において公共施設に対する維持補修は決して充分とはいえない。このような状況のなか、運動公園を含む都市公園を整備してきた国土交通省は、2010年から創設した「社会資本整備総合交付金」において、公園施設の長寿命化計画策定をメニューとして用意し、国費を交付する制度を設けている。

しかし、文部科学省が補助し整備してきた公共スポーツ施設については、長寿命化計画に対する動きはみられない。特に地域の体育館は、日常のスポーツ活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としても活用されており、社会的なインフラとしての役割も大きい。本報告書では、体育館などに対する維持補修費の適切な額を示すことはできないが、整備に活用した補助金などを所管する省庁の違いによって維持補修の程度に差が出ることは避けなければならないだろう。

また、地方自治体における公共スポーツ施設の維持補修について、政令指定都市であるA市財政担当課にヒアリング調査を実施したところ、いくつかの課題が浮かび上がった。①財政状況が厳しく、原則として前年度ベースでしか査定できない、②目に見える部分の軽微な補修については予算が計上されるが、重要と考えている躯体のメンテナンスにまでは目が行き届かない、③文部科学省による長寿命化の基準が存在しない、などである。地方自治体では財政的・人材的な制約から、公共スポーツ施設の維持補修が進んでいない状況が推察される。多くの施設を保有する市町村が今後どのようにして効果的な維持補修を行っていくのか、引き続き検討が必要であろう。